

保護者 様

埼玉県立草加東高等学校長 須賀 重和

新型コロナウイルス感染症対策のための出欠席の扱いについて

寒暖をくり返しながらも日に日に寒さが厳しくなっており、保護者の皆様におかれましては、御健勝でお過ごしのことと拝察いたします。日頃から、本校の教育活動に対し格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のための出欠席の扱いにつきましては、6月の学校再開にあたりお示しいたしましたが、その後の感染対策の推移を踏まえ、学校医の指導に基づき下記のとおり改訂いたしましたのでお知らせします。

記

以下の場合、欠席とせず出席停止の扱いとなります。

状 況	登校の目安
(1) 生徒に感染が判明した場合	治癒するまで(医師の判断)
(2) 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と濃厚接触をした日から起算して2週間(保健所や医師の指示)
(3) 生徒に発熱等の風邪症状※ ₁ がある場合	症状がなくなるまで (現段階)
(4) 基礎疾患等があり、主治医等から登校に関する指導があった場合	主治医の指示
(5) 保護者が感染の不安から休ませたいと相談した場合 (合理的な理由があると判断する場合)	保護者の判断
(6) 同居の家族内に発熱等の風邪症状の者がいる場合は御相談ください	

※1 発熱・咳・のどの痛みなどの呼吸器症状が新たに出た場合

上の表により出席停止となる場合は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る出席停止届」を提出していただきます。

学校では、日頃から、感染予防対策として①手洗いの励行、②咳エチケット(マスクの着用等)、③教室等のこまめな換気、④人が多く触れる箇所の消毒、⑤健康観察表の記入、⑥毎授業時の健康観察、⑦昼食時の座り方に気を付け、会話を控える等の指導を行っております。

御家庭におかれましては、引き続きお子様の健康管理に御留意いただくとともに、毎朝、登校前に検温と風邪症状の確認をしていただき、登校に関する判断をしていただきますようお願いいたします。

なお、登校後に発熱等の風邪症状が認められた場合は、原則として保護者に御連絡した上で、帰宅の手続きを取りますので御了解ください。(上記表(3)参照)

【問い合わせ】

草加東高校 教頭

TEL 048-936-3570